

※ 整理番号	
※ 審査結果	
※ 受理日	年 月 日
※ 許可番号	

## 火薬類消費許可申請書

年 月 日

豊橋市長 浅井 由崇 様

(代表者) 氏 名

名 称							
事務所所在地 (電話)	( )						
職 業							
(代表者) 住所 氏名 (年令)							
火薬類の種類 及び数量	打揚煙火	Cm玉	Cm玉	Cm玉	Cm玉	Cm玉	Cm玉
		個	個	個	個	個	個
	噴出煙火	g	g	g	g	g	g
		本	本	本	本	本	本
	仕掛内容						
		台	台	台	台	台	台
目 的							
場 所							
日 時 ( 期 間 )	自 年 月 日 時より 時まで 至 年 月 日						
危 険 予 防 の 方 法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火薬類取締法施行規則第56条の4の煙火の消費の技術上の基準を厳守します。</li> <li>2. 煙火の消費計画書どおり消費します。</li> <li>3. 煙火の消費作業に従事する者は一定の標識を付する。</li> <li>4. 煙火取扱従事者には消費作業に従事する時までに保安教育を受けさせます。</li> <li>5. 噴出煙火については国の噴出煙火に関する保安基準のほか市の補完基準を厳守します。</li> </ol>						

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

様式第2（第4条関係）

## 見 取 図（概略）

（消費場所への案内図）

- 概ね把握できる略図を記載する。

## 煙火消費計画書

（該当する□印の中にレ点を付け、その他の場合は□の中に具体的に記入すること。）

1 煙火製造業者の氏名（名称及び代表者氏名）、住所及び電話番号

2 主催者における煙火消費責任者としての総括責任者及び総括責任者を補佐する者の氏名。

	氏名	主催団体での役職名
総括責任者		
同上補佐		

3 煙火の管理

煙火置場

設置しない

電気点火等のため消費中に保管すべき煙火はありません。また、消費準備中は煙火の管理に留意し、火災及び盗難の防止に努めます。

設置する

ア 位置  打揚筒及び仕掛煙火の設置場所並びに火気の取扱所から当日の天候等やむを得ない場合を除き、20メートル以上離れた風上とする。

地形上やむを得ないため打揚筒の場所から□メートルの位置とする。

イ 構造（当日の天候等により変更する場合もある。）

小屋組  テント張り  シート張り  有蓋車

その他 □

ウ 責任者氏名 □

エ 容器  木製  段ボール製  難燃性・不燃性容器

その他 □

4 煙火の取扱い

(1) 消費場所内の運搬

有  無

(2) 容器  木製  段ボール製  難燃性・不燃性容器

その他 □

(3) 筒場等における取扱い

容器に収納し、取り出しの都度完全に蓋又は覆いをする。

その他

(4) 点火の方法

電気     焼金     ロー火     導火線・速火線

その他

(5) 消費の順序等

種類									
時間									
時 分～ 時 分									
時 分～ 時 分									
時 分～ 時 分									
時 分～ 時 分									
時 分～ 時 分									

5 煙火の種類

打揚煙火    申請書記載のとおり。なお、袋物・吊物の消費はしない。

仕掛煙火    別添明細のとおり

噴出煙火    別添噴出煙火消費計画書のとおり

6 危険予防の方法

(1) 警戒措置

煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域（配置図のとおり）の進入可能な境界に柵又はロープ等をして、その付近に警戒札（赤旗、立て札等）を掲げるか警戒員を配置し、関係者以外の者の立入を禁じ、安全を確認のうえ消費します。なお、消費準備中は、火災、盗難及び事故防止のため、必要な警戒措置を講じ関係者以外の立ち入りを制限します。

その他

(2) 交通規制

有（道路管理者又は警察署の指示に従い一時規制を行う。）

無

(3) 防護措置等

不要（離隔距離20メートル以上）

要（離隔距離       メートル）

防護措置等

畳、ポリカーボネート又は鋼板あるいはこれらと同等程度の機能を有する防護措置を行います。

ヘルメット等の安全対策の実施。

(4) 不発煙火の回収

ア 回収指揮者氏名

イ 回収従事者数  名

ウ 回収の時間 終了後 終了時から  時まで

翌 日  時から  時まで

7 事故発生時の措置

直ちに消費を中断し、人身事故の場合は救命措置を講じ、火災の場合は消防機関に通報する。また、現場の保存と安全対策を行い警察官に届出ると同時に許可行政庁に通報する。

【通報先：許可行政庁】

行政庁名	豊橋市長（消防本部 予防課 予防グループ）		
電話	( 0 5 3 2 ) 5 1 - 3 1 1 5		
	※ 土・日・休日・夜間の場合は消防指令センター（0532-52-0119 内線421）へ。		

8 煙火取扱従事者等（噴出煙火消費者については、別紙）

従事者名簿

氏名	生年月日	住所	作業分担	保安手帳		経験	
				有	無	有	無

- ※ 1 作業分担の欄には、統括責任者に◎印、筒場責任者に○印、煙火置場責任者に△印を記載する。  
なお、小規模で責任者を兼務する場合は全と記載する。
- 2 煙火取扱従事者との連絡あるいは危険区域内の警戒措置等のため危険区域に立ち入ることが必要と主催者が認めた者は、安全確保の指導を受けヘルメット等の安全対策及び関係者であることがわかる措置を講ずることとし、作業区分欄に役割を明記すること。

## 9 消費場所配置図

- ・ 打揚筒、仕掛煙火、噴出煙火、煙火置場、防護材、打揚煙火点火位置（直接点火以外）、焼金用コンロ等の位置及びそれら相互の距離並びに筒場等からの安全な距離を明示すること。
- ・ 危険区域の範囲及び警戒措置（柵、警戒員等）を明示すること。

注：当日の風向等により変更することがあります。なお、変更する場合においても危険区域境界まで安全な距離を確保し、危険区域の変更は行いません。

10 仕掛煙火の明細

- ・ 仕掛煙火の構造、固定方法等を示した図面を添付すること。

## 噴出煙火消費計画書

### 1 臨時作業従事者等の保安教育計画

#### (1) 保安教育の日時及び場所

月	日	時 間	場 所	備 考
月	日	時 分～ 時 分		
月	日	時 分～ 時 分		
月	日	時 分～ 時 分		
月	日	時 分～ 時 分		

※ 保安教育を分けて行う場合は、備考欄に対象とする地区名、保存会名等を記載すること。

#### (2) 保安教育責任者

### 2 薬量別の噴出煙火消費計画

薬 量	本 数	手筒 台付 の別	製造業者名	同時消費 本 数	消費時の移 動の有無※
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無

※ 消費時の移動とは、手筒を移動しながら消費するもので、筒を持ち上げる際の移動は含まない。

### 3 保安距離等

保安距離の緩和の有無  有  無

項 目	保安距離	保安距離緩和の場合の措置内容
噴出煙火を横にして点火する場合の吹き出し方向の前後	m	(1) パネル等の種類 合板・畳・鉄板・その他 (                    ) (2) パネル等の高さ 90cm・180cm・その他 (                    )
筒の側面	m	(1) パネル等の種類 合板・畳・鉄板・その他 (                    ) (2) パネル等の高さ 90cm・180cm・その他 (                    )

### 4 噴出煙火消費従事者

別紙名簿のとおり



噴出煙火消費従事者名簿

No.	氏名	生年月日 (消費経験の有無)	噴出煙火の内訳 (手筒、台付及び薬量別)						製造者名	備考
			手・台	手・台	手・台	手・台	手・台	手・台		
			g	g	g	g	g	g		
1		・ (有・無)								
2		・ (有・無)								
3		・ (有・無)								
4		・ (有・無)								
5		・ (有・無)								
6		・ (有・無)								
7		・ (有・無)								
8		・ (有・無)								
9		・ (有・無)								
10		・ (有・無)								
11		・ (有・無)								
12		・ (有・無)								
13		・ (有・無)								
14		・ (有・無)								
15		・ (有・無)								
16		・ (有・無)								
17		・ (有・無)								
18		・ (有・無)								
19		・ (有・無)								
20		・ (有・無)								

- ※ 1 消費従事予定者は全員記載し、変更があった場合は修正のうえ、事前に許可申請先に提出すること。  
 2 製造者名は、本表のNo.で記載してもよい。  
 3 備考欄に消費責任者は○印、煙火置場責任者は△印、点火のみに従事する者は、「点」と記載すること。

別表第 1 (第 2 条関係)

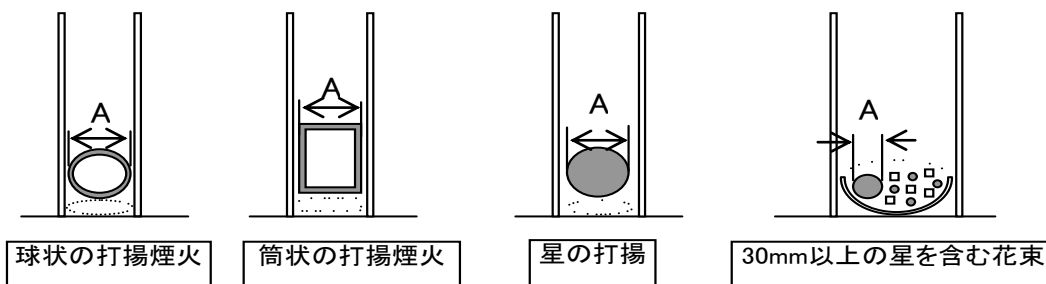
打揚煙火 (スターマイン及び仕掛の裏打ちを含む。) の保安距離

煙火の種類及び直径	距離 (m)	
	細工物	星物
60cm超 90cm以下 (30号)	400	460
30cm超 60cm以下 (20号)(15号)	330	360
24cm超 30cm以下 (10号)	230	250
18cm超 24cm以下 (8号)(7号)	200	200
15cm超 18cm以下 (6号)	150	170
12cm超 15cm以下 (5号)(4.5号)	140	160
9cm超 12cm以下 (4号)	120	130
6cm超 9cm以下 (3号)(2.5号)	100	100
3cm以上 6cm以下 (2号)(1号)	50	50

注 1 球状、筒状を問わず打揚がるもので径が30ミリメートル以上のもの。

【参考:上記表の対象となる打揚煙火等の例】

A=30mm以上



- スターマイン及び仕掛の裏打ちを含む。
- 球状、筒状を問わず上空で開発するものを打揚筒を傾斜させて打揚げる場合には、打ち出し方向に対して2倍の距離。

## 別表第2（第2条関係）

## 仕掛煙火の保安距離（打揚げるものについては、単発物も含む。）

煙火の種類	距離
枠仕掛 文字、絵型等	20 m以上
水上仕掛 水中金魚等	移動範囲から20 m以上
花車	20 m以上
吹き出すもの（噴出煙火以外のもの：滝等）	同上
花束	同上
打揚がるものの内容物径が30 mm未満のもの	同上
筒を傾斜させて打揚がるもので内容物外径が30 mm未満のものは、打ち出し方向に対して	50 m以上
地雷・地割	打揚げ煙火の距離
その他の観賞用煙火 綱火	移動範囲から10 m以上
その他の煙火	その都度関係機関と協議のうえ決定する。

## 別表第3（第2条関係）

## 音楽その他の芸能の公演等の演出効果の用に供する煙火の保安距離

煙火の種類	距離
炎・火の粉を噴出するもの	飛散距離の1.5倍の距離、但し最低5 m
炎・火の粉を噴出しないもの	4 m

別表第4（第2条関係）

## 噴出煙火の保安距離等

区分		薬量		筒の噴き出し 方向の前後 (m)	筒の側面 (m)	筒相互の間隔 (m)
噴 出 煙 火	手 筒	600g	直立し点火するもの	—	5	1.5
		以下	上記以外のもの	1.0	5	1.5
	花 火	600gを超え1,200g以下		1.5	1.0	2.0
		1,200gを超え1,800g以下		2.0	1.5	2.5
		1,800gを超え2,400g以下		2.5	2.0	3.0
		2,400gを超え3,000g以下		2.8	2.3	3.5
		3,000gを超え4,000g以下		3.0	2.5	4.0
噴 水 花 火	6,000g以下		—	手筒煙火の 薬量区分に 準ずる。 ただし、 4,000gを超 えるものは 30mとする。	点火者の安全 が保てる距離 とする。	

別表第5（第2条関係）

## 噴出煙火の保安距離等

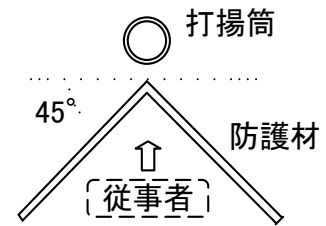
区分		薬量		筒の噴き出し 方向の前後 (m)	筒の側面 (m)
噴 出 煙 火	手 筒	600g	直立し点火するもの	—	4
		以下	上記以外のもの	4	4
	花 火	600gを超え1,200g以下		9	7
		1,200gを超え1,800g以下		1.3	1.0
		1,800gを超え2,400g以下		1.7	1.3
		2,400gを超え3,000g以下		1.9	1.5
		3,000gを超え4,000g以下		2.0	1.7
噴 水 花 火	6,000g以下		—	手筒煙火の薬量区分 に準ずる。 ただし、4,000gを超 えるものは20mと する。	

防護措置等

煙火玉の直径	打揚筒からの離隔距離		
	5m 未満	5m 以上 10m 未満	10m 以上 20m 未満
3cm 超 15cm 以下 (5号玉)	(イ)飛散物を遮断する防護措置 厚さ 2mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※1	(ハ)飛散物に対する安全対策 ヘルメット等	
21cm 以下 (7号玉)		厚さ 2mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※1	ヘルメット等
24cm 以下 (8号玉)		厚さ 4mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※1	厚さ 2mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※1
30cm 以下 (10号玉)	打揚不可	(ロ)飛散物の威力を軽減する防護措置 厚さ 8mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 2 枚又は厚さ 2.3mm 以上の鋼板※1	
60cm 以下 (20号玉)		厚さ 5.9mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 2 枚以上又は厚さ 1.7mm 以上の鋼板※1	厚さ 16mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 4 枚又は厚さ 4.6mm 以上の鋼板 ※1
60cm.超		打揚不可	打揚不可

※1 上記表と同等程度の防護措置能力のあるもので可とする。

※2 直径 21cm を超え 24cm 以下の煙火を離隔距離 5m 未満で打揚げる場合の防護措置を右図のように打揚筒に対し 45° に設置するときは、厚さ 20mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 5 枚以上又は厚さ 5.8mm 以上の鋼板または同等以上の能力を有する措置で可とする。



その他

- (1) 防護材（ポリカーボネート板、鋼板）の設置にあたっては、筒ばねが生じた際、防護材が従事者を直撃しないよう固定措置等を講ずること。
- (2) 防護材の大きさは、人がかがみ隠れる程度の大きさとする。

[参考図]

複数の打揚筒で同時に打ち揚げる場合の防護措置

